

別記  
第1号様式（第14条関係）

### 環境マネジメントシステム導入報告書

( 宛 先 ) 京 都 府 知 事		令和5年7月26日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京丹後市長 中山 泰
環境マネジメントシステムの名称	KES（ステップ1）	
適用範囲	京丹後市役所（峰山庁舎ほか7か所）	
導入年月日	2020/3/31	
認証番号	KES1-1509	
基本方針	市役所が行う行政サービス、行政事務及び事業活動に関わる全ての活動の環境影響を改善するため、次の方針に基づき環境マネジメント活動を推進し、地球環境と調和した持続可能性の高い地域づくりを目指します。	
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	①電気使用量の削減・・・2018年度基準→2022年度3%削減 ②公用車の走行用燃料使用量の削減・・・2018年度基準→2022年度10%削減 ③廃棄物発生量の削減・・・2019、2020年度基準→2022年度3%削減 ④庁舎周辺の環境美化、職員の環境意識向上（庁舎周辺の清掃活動）・・・2022年度15回 ⑤環境との共生に向けた行政サービスの提供・・・2022年度20回	
目標を達成するための取組の内容	（1）市役所の行政サービス、行政事務及び事業活動に係わる環境影響を常に認識し、環境汚染の予防及び環境保護を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。 （2）市役所の行政サービス、行政事務及び事業活動に係わる環境関連の法的及びその他の要求事項を順守します。 （3）市役所の行政サービス、行政事務及び事業活動に係わる環境影響のうち、以下の項目を環境管理重点テーマとして設定し、その改善活動に取り組みます。 ①省エネルギー：電気使用量の削減 ②省エネルギー：公用車の走行用燃料使用量の削減 ③廃棄物減量：廃棄物発生量の削減 ④環境美化：庁舎周辺の環境美化、職員の環境意識向上 ⑤住民福祉向上：環境との共生に向けた行政サービスの提供 （4）一人ひとりが環境負荷低減活動を積極的に実践できるように、この環境宣言を市役所の全職員に周知するとともに、一般の人々が入手できるよう市役所ホームページ等で広く公開します。 （5）環境関連法令、市のまちづくり基本条例・総合計画・美しいふるさとづくり条例・環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）との整合、SDGsとの協調を図ります。	
目標を達成するための取組の進捗状況	京丹後市役所（峰山庁舎ほか7か所）において、環境影響改善活動実施中。	
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	①電気使用量の削減・・・基準年度比2%削減 評価：夜電気使用量の減少 ②公用車の走行用燃料使用量の削減・・・基準年度比24%削減 評価：新型コロナウイルス対策としての各種会議や研修会等のWEB開催による公用車燃料使用量減少、及びエコドライブ推進意識の向上 ③廃棄物発生量の削減・・・基準年度比24%削減 評価：古紙リサイクルの推進等による廃棄物発生量の減少。 ④庁舎周辺の環境美化・職員の環境意識向上・・・30回（目標15回） ⑤環境との共生に向けた行政サービスの提供（環境関連の出前講座・環境教育の実施）・・・38回（目標20回）	
事業活動に係る法令の遵守の状況	これまで違反及び行政当局からの指摘はない。	
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	認証を受けたKES（ステップ1）の有効期限が満了する2023年3月31日までの間、取組状況の評価及び見直しを随時行う。	

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。